

## むつ市議会第207回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成23年3月18日（金曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

#### 【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第1号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第2号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第3号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第4号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第8号 平成22年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第6 議案第9号 平成22年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第7 議案第10号 平成22年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第8 議案第12号 平成23年度むつ市一般会計予算
- 第9 議案第13号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第10 議案第14号 平成23年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議案第15号 平成23年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第12 議案第16号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第13 議案第17号 平成23年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第14 議案第18号 平成23年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第15 議案第19号 平成23年度むつ市水道事業会計予算
- 第16 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

#### 【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第17 請願第1号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」に関する請願
- 第18 請願第2号 むつ市一般廃棄物収集運搬業務委託に関する請願

#### 【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第19 議員提出議案第1号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

### ◎諸般の報告

#### 【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第1号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第2号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第3号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例

- 第4 議案第4号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第8号 平成22年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第6 議案第9号 平成22年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第7 議案第10号 平成22年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第8 議案第12号 平成23年度むつ市一般会計予算
- 第9 議案第13号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第10 議案第14号 平成23年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議案第15号 平成23年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第12 議案第16号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第13 議案第17号 平成23年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第14 議案第18号 平成23年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第15 議案第19号 平成23年度むつ市水道事業会計予算
- 第16 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第17 請願第1号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」に関する請願
- 第18 請願第2号 むつ市一般廃棄物収集運搬業務委託に関する請願

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第19 議員提出議案第1号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例

【議長の辞職】

- 第20 議長の辞職について

【議長選挙】

- 第21 議長選挙

【副議長の辞職】

- 第22 副議長の辞職について

【副議長選挙】

- 第23 副議長選挙

【行政報告】

- 第24 東北地方太平洋沖地震に係る行政報告

出席議員（29人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	上路	徳昭
3番	新谷	泰造	4番	工藤	孝夫
5番	横垣	成年	6番	菊池	憲太郎
7番	菊池	広志	8番	新谷	功
9番	澤藤	一雄	10番	石田	勝弘
11番	馬場	重利	12番	岡崎	健吾
13番	山本	留義	14番	千賀	武由
15番	白井	二郎	16番	富岡	修
17番	大瀧	次男	18番	目時	睦男
19番	野呂	泰喜	20番	川端	一義
21番	高田	正俊	23番	浅利	竹二郎
24番	村川	壽司	25番	中村	正志
26番	佐々木	隆徳	27番	半田	義秋
28番	富岡	幸夫	29番	斉藤	孝昭
30番	村中	徹也			

欠席議員（1人）

22番	山崎	隆一
-----	----	----

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教員	高瀬	厚太郎	教育長	遠島	進
公営企業者	遠藤	雪夫	代査委員	小川	照久
総務部長	阿部	昇	総政理防調策整	岩崎	金蔵
会管総政理出納室	澤畑	正敏	財務部長	下山	益雄
民生部長	齋藤	秀人	保健福祉部長	鴨澤	信幸
経済部長	櫛引	恒久	建設部長	山本	伸一

選挙管理委員会 事務局長	成田晴光	監査委員 局長	石田武男
農務局長	吉田薫	教育部長	佐藤節雄
公企業局 畑舎長	佐藤純一	川内庁舎長	布施恒夫
大所	若松通	脇野所長	片山元
総政推進	伊藤道郎	総政副総務課長	花山俊春
財政推進	奥川清次郎	財政課長	石野了
民政推進	奥島愼一	民副環境課長	山田邦夫
建政推進	清藤巡一	建設土木課長	齊藤鐘司
建副都課	鏡谷晃	総政総務課長	野藤賀範
総政防課	工藤初男	経農水産課長	畑中誠
建下課	杉山重行	総政総務主任	澁田剛

事務局職員出席者

事務局長	須藤徹哉	次長	澤谷松夫
総括主幹	濱田賢一	総括主幹	金澤寿々子
主任主査	石田隆司	主任主査	井戸向秀明

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、3月7日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長及び予算審査特別委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

次に、2月25日、総務教育常任委員会及び民生福祉常任委員会に付託いたしました請願の審査結果について、総務教育常任委員長及び民生福祉常任委員長から、それぞれ会議規則第137条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

## ◎日程第1～日程第16 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第1号 むつ

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例から、日程第16 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの16件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第1号、議案第3号及び報告第2号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（24番 村川壽司議員登壇）

○24番（村川壽司） おはようございます。総務教育常任委員会に付託されました議案2件、報告1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月7日、教育長並びに関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第1号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、市長、副市長、公営企業管理者及び教育長の給料月額を減額するための、減額措置の期限を平成24年3月31日に改めるためのものとの説明がありました。

これに対して委員から、今回の減額が来年度末で廃止となった場合に、職員の管理職手当の削減も連動してなくなるのかとの質疑があり、理事者側から、管理職手当の削減は、現在縮減を図っている。特別職については、健全化が客観的に確認できるまでは削減を続行していく。したがって、

必ずしも同一歩調にはならないと認識しているとの答弁がありました。

次に、議案第3号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、川内中学校に併設により建設していた第一川内小学校の校舎が完成の運びとなったことから、同校の位置を変更するとともに、第二川内小学校の第一川内小学校への統合に伴い、第二川内小学校を廃止し、あわせて第一川内小学校の名称を川内小学校に変更するためのものとの説明がありました。

これに対して委員から、統合に伴いスクールバスで送迎するののかとの質疑があり、理事者側から、現在も運行しているので、それに便乗することになるとの答弁がありました。

次に、報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、陸奥湾の高水温に起因するホタテガイ大量へい死による被害等を受けた納税者に対し、市民税及び国民健康保険税に係る減免を速やかに実施するため、特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、減免の対象を規則にゆだねることで、農業被害以外にも速やかに対応できるようにするものとの説明がありました。

これに対して委員から、幅広く対応できるようになったのかとの質疑があり、理事者側から、今までの条例では農業者の救済だけだったが、減免の対象を規則で定めることで、速やかに幅広く救済できるようにしているとの答弁がありました。

また、別の委員から、今回減免を受ける対象者についての質疑があり、湾内のホタテガイ漁業者171名のうち、1月納期の減免対象は3名となっているとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第10号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（26番 佐々木隆徳議員登壇）

○26番（佐々木隆徳） 産業建設常任委員会に付託されました議案1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月7日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

議案第10号 平成22年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります。本案について理事者側から、決算見込みにより1,600万円を減額するもので、補正後の歳入歳出予算総額は14億5,760万円となるとの説明がありました。

これに対して委員から、下水道事業等受益者分担金及び下水道事業受益者負担金の滞納繰越分の予算額算出方法について質疑があり、理事者側から、地域によって違いはあるが、予定している滞納繰越額に約20%の収入率を乗じた額を予算額としているとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第2号、議案第4号、議案第8号及び議案第9号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（29番 齊藤孝昭議員登壇）

○29番（齊藤孝昭） 民生福祉常任委員会に付託さ

れました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月7日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第2号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、住民基本台帳カードの普及促進を図るため、平成20年10月1日から平成23年3月31日までの間、特例で無料交付することとしていたが、当該カードは高齢者の本人確認書類として有用なことから、満65歳以上の者に限り引き続き特例として平成25年3月31日までの間、無料交付するためのものとの説明がありました。

これに対し委員から、当該カードの普及率及び費用対効果について質疑があり、理事者側から、平成15年度に開始されてから平成23年1月までの交付件数2,672件のうち、無料交付期間の1年半で1,961件交付している。当市の普及率については、県平均の約2.9%を上回る3.66%であるが、まだまだ低い現状にある。また、住民基本台帳ネットワークシステムは、国の政策で実施しているため費用はかからないが、カード本体の単価2,000円が市の負担となるものの、この負担にも交付税が適用されており1枚につき差額の500円が市の持ち出しとなるとの答弁がありました。

この答弁に対し、複数の委員から、普及促進の方法について質疑があり、理事者側から、当該カードの市独自の活用項目は、公共施設の照会、図書館の図書貸し出し、各種申請書の自動作成の3項目と少ないが、今後システムの充実に伴い、利

用価値が高まることから、満65歳以上の者に限り、無料期間を2年延長するものであり、多方面から周知徹底していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第4号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、ゼロ歳から6歳児の就学前までの乳幼児医療費の給付方法を償還払いから現物給付方式に移行し、医療費受給資格のある4歳から6歳児の通院及び入院等により生じる自己負担を廃止することにより、保護者の手続の簡素化及び経済的負担の軽減を図るためのものとの説明がありました。

これに対し委員から、当該事業はすべての医療機関に適用するのか、また県内で現物給付方式を実施している自治体数ほどの質疑があり、理事者側から、市内では歯科医院を含むすべての医療機関及び薬局等で適用し、県内で実施している自治体は15市町村で、そのうち対象年齢等すべて当市と同様に実施しているのは5市町村であるとの答弁がありました。

次に、議案第8号 平成22年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、新たに国庫補助の対象となった川内診療所運営費を含む事業費の確定及び決算見込みにより、歳入歳出ともに8,437万6,000円を増額補正することにより、歳入歳出の総額は81億6,721万1,000円となるとの説明がありました。

これに対し委員から、歳出の第8款保健事業費、第1項特定健康診査事業費の1,000万円の減額理由は何かとの質疑があり、理事者側から、当該事業の受診率を当初30%で試算して予算計上したが、受診率が18%台の見込みのため減額したとの説明がありました。

さらに、別の委員から、歳入の第9款繰入金に一般会計繰入金として約5,000万円増額しているが、これで今年度は不足額が生じないのかとの質

疑があり、理事者側から、3カ月分の保険給付費が確定していないので定かではないが、被保険者数の減少及び所得の低下等並びに前期高齢者交付金の精算に伴う大幅な減額により歳入が減少し、さらには歳出で保険給付費が見込額より大幅に増額しているの、厳しい状況にあるとの答弁がありました。

次に、議案第9号 平成22年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、介護保険被保険者の所得階層が当初の見込みより低い階層に移行したため歳入が減額したこと及び保険給付費等の決算見込みにより歳出が不足したため、歳入歳出ともに1億3,031万1,000円を増額補正することにより、歳入歳出の総額は49億8,016万8,000円となるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第12号から議案第19号について、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

（9番 澤藤一雄議員登壇）

○9番（澤藤一雄） 予算審査特別委員会に付託されました議案第12号 平成23年度むつ市一般会計予算から、議案第19号 平成23年度むつ市水道事業会計予算までの議案8件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月8日、9日及び10日に、市長ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委

員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

まず、議案第12号 平成23年度むつ市一般会計予算、議案第15号 平成23年度むつ市介護保険特別会計予算については、委員1名より反対討論がありました。賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計予算、議案第14号 平成23年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算、議案第16号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計予算、議案第17号 平成23年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算、議案第18号 平成23年度むつ市魚市場事業特別会計予算、議案第19号 平成23年度むつ市水道事業会計予算は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで予算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました15議案、1報告については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第1号

○議長（村中徹也） まず、議案第1号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条

例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第2号

○議長(村中徹也) 次は、議案第2号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されま

した。

#### ◇議案第3号

○議長(村中徹也) 次は、議案第3号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第4号

○議長(村中徹也) 次は、議案第4号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第8号

○議長(村中徹也) 次は、議案第8号 平成22年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第9号

○議長(村中徹也) 次は、議案第9号 平成22年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第10号

○議長(村中徹也) 次は、議案第10号 平成22年度むつ市下水道事業特別会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第12号

○議長(村中徹也) 次は、議案第12号 平成23年度むつ市一般会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、5番横垣成年議員。

(5番 横垣成年議員登壇)

○5番(横垣成年) 議案第12号 平成23年度むつ市一般会計予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、理事者を初めとした職員の努力の結果、念願の赤字から黒字へ変わる予算であります。そして、大腸がん検診と40歳がん検診を加えた各種検診などの健康診査費5,969万4,000円、第三田名部小学校建設費6億6,203万6,000円と川内小学校の建設費6億8,603万4,000円、むつ運動公園野球場改修事業費5,566万円など、市民の生活に密接にかかわる事業が計上されております。市民の一定の声が反映された本予算に敬意を表したいと思えます。

しかしながら、二重投資という問題が指摘されているオフサイトセンター建設事業費7億2,794万5,000円が計上され、緊急性があると思われる北の防人大湊地区整備事業費6,095万3,000円が計上されております。北の防人総事業費は、5年間で13億9,000万円の事業となっております。国保税が高い、介護保険料が高いという市民の声をどのように思っているのでしょうか。

そして、用地取得に多大な経費がかかると市民が心配する横迎町大平町線整備事業費400万円も計上されております。横迎町大平町線整備事業は、本庁舎の出口が1カ所しかなく、しかもバイパスの渋滞を加速させていることを解消するためのものであります。無計画的に本庁舎を移転した結果、

必要性が迫られている事業と言えます。

もう一つの出口の道路整備に数億のお金を必要とするなら、道路整備事業費も庁舎移転費用に加算されるものであります。この間防音対策などに1億3,000万円以上の庁舎改修費がかかっております。徐々に新築した場合の経費に近づいているものであります。日本共産党むつ市議団が強く指摘したとおりになっていると言えます。

また、社会福祉協議会の補助金を一方的に削除した予算ともなっております。事務局長と常務理事を分け、何の説明もなかったと言って、今まで16名だった補助金を15名の補助金に一方的に削ったものであります。社会福祉協議会としては、16名の枠で予算要求しただけで、前年度と比べふえていくわけではありません。役職を内部で変更したというだけであります。常務に採用となった方の人件費を意図的に削ったという市民の指摘もあります。もしそうなら、他団体への政治介入とも言えるものであります。

また、本予算に計上された社会福祉協議会運営の近川保育園への補助金5,625万円については、保育園新築事業の有無が不明確であることも明らかとなりました。そして、電源三法交付金に1割近くも依存しているゆがんだ財政構造については、正常の財政構造に戻すという考えがないばかりか、危険施設を過小評価し、安全な施設であるとして、東京電力などの原発事業者と同じ立場に立ち、ますます原子力産業に食い込んでいく姿勢を明らかにしております。

このたびの東京電力福島第一原子力発電所の原発災害によって、30キロ圏外に住民は避難をしております。原発半島となっている下北に同じ原発災害があれば、住民は全員下北半島から避難をしなければならぬ状況となります。

宮下市長が今後とも目先の原発マネー欲しさに原発施設を安全な施設などとして原発事業者と同

じ立場に立ち続けるのであれば、6万4,000人の命を守るべき市長としての見識が問われると私は指摘したいと思います。

合併して7年目の本予算、住民の安全、福祉を守るが地方自治法の第1位に書かれているものがあります。税金や負担が高くなり、何もいいことがないというのが大方の市民の意見です。そのことにこたえようとしない市長の姿勢、原発という危険な施設に対する市長の姿勢、ゆがんだ財政構造に何ら反省することのない市長の姿勢などから判断するに、国の悪政から市民を守り、市民の声を十分に反映した予算と言うことはできません。

本予算に反対をいたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これでは横垣成年議員の討論を終わります。

次に、29番齊藤孝昭議員。

（29番 齊藤孝昭議員登壇）

○29番（齊藤孝昭） 議案第12号 平成23年度むつ市一般会計予算に対する賛成討論を行います。

本案は、地域固有の資源を最大限に活用した事業、暮らしの安全安心をさらに進める事業、そして市民サイドの視点も取り入れた市民協働のもとでまちづくりを行う事業など、地方分権社会に即応した主要施策が数多く盛り込まれた予算となっていて、財政再建とともに下北地域のリーダー的自治体の役割を果たそうとする思いが伝わる内容となっております。

あわせて、この一般会計から国民健康保険特別会計や他の特別会計と企業会計への繰出金、広域運営している下北医療センターや消防、ごみ処理、し尿処理を運営する下北地域広域行政事務組合への負担金や補助金など、住民生活に直結する非常に重要な議案と認識し、賛成すべきものと考えます。

加えて未曾有の大災害が東北地方で発生し、む

つ市民のみならず、被災地からの要望や要請には柔軟に、そして速やかに対応、対処するとともに、予算執行に当たっては市長の強いリーダーシップが必要であることを指摘し、大局的な見地も含め賛成討論といたします。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで齊藤孝昭議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第12号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者25人、起立しない者3人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第13号

○議長（村中徹也） 次は、議案第13号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第14号

○議長(村中徹也) 次は、議案第14号 平成23年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第15号

○議長(村中徹也) 次は、議案第15号 平成23年度むつ市介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

すので発言を許可します。5番横垣成年議員。

(5番 横垣成年議員登壇)

○5番(横垣成年) 議案第15号 平成23年度むつ市介護保険特別会計予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、介護保険料が引き上げられ、標準月額でいいますと、1カ月5,030円が5,100円に引き上げられ、市民の新たな負担増の総額は約1,000万円となっている予算であります。市民の負担増を前提としている本案に反対をいたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(村中徹也) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第15号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者25人、起立しない者3人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第16号

○議長(村中徹也) 次は、議案第16号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。  
委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第17号

○議長(村中徹也) 次は、議案第17号 平成23年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第18号

○議長(村中徹也) 次は、議案第18号 平成23年度むつ市魚市場事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第19号

○議長(村中徹也) 次は、議案第19号 平成23年度むつ市水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

◇報告第2号

○議長(村中徹也) 次は、報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、

総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は委員長報告のとおり承認されました。

### ◎日程第17～日程第18 委員長報告、 質疑、討論、採決

#### ◇請願第1号

○議長(村中徹也) 次は、日程第17 請願第1号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」に関する請願を議題といたします。

総務教育常任委員会に付託した請願第1号の審査の経過並びに結果について、総務教育常任委員長から報告を求めます。総務教育常任委員長。

(24番 村川壽司議員登壇)

○24番(村川壽司) 総務教育常任委員会に付託されました請願第1号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」に関する請願について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月7日、紹介議員の出席を求め

て審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。全会一致で願意は妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程について申し上げます。

まず、紹介議員の横垣成年議員から請願の趣旨説明がありました。その内容は、所得税法第56条は、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべき事業に従事したこと、その他の事由により当該事業から対価の支払いを受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額または山林所得の金額の計算上必要経費に算入しないものとするというもので、例えば家族経営で、配偶者に給与を300万円払ったとしても、事業経費として86万円しか控除することができない、214万円は認めないということになっている。ところが、これは白色申告の場合であり、青色申告ではそういう制限はなく、国会でも青色申告にすればいいという答弁がありますが、家族経営で事務の専門がおらず、複式簿記や収入支出を全部正確に記帳するのは厳しいということで、そのようなことなしでも必要経費として認めてほしいという趣旨の意見書を国等へ提出していただきたい。

歴史的に見ると、戦前に家族単位で課税をしていた名残で、しかも記帳をきちんとなしと税金をごまかすのではないかということが、なかなか控除を認めない背景にあるようだ。

さらに、年間86万円の所得となると、交通事故で被害に遭っても、年間86万円の遺失利益しか請求できない。所得証明がとれず保育所の入所にも問題がある。車や住宅ローンも組めず、女性の自立を阻害する状況をつくっている男女差別の法律

だということで、国連女性差別撤廃委員会でも取り上げられており、ここの部分を削除してほしいとの説明がありました。

これに対し委員1人から、賛成である旨の意見が出され、全会一致で願意は妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

これより請願第1号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」に関する請願について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で総務教育常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第1号に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者26人、起立しない者2人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

◇請願第2号

○議長（村中徹也） 次は、日程第18 請願第2号 むつ市一般廃棄物収集運搬業務委託に関する請願を議題といたします。

民生福祉教育常任委員会に付託した請願第2号の審査の経過並びに結果について、民生福祉常任

委員長から報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（29番 齊藤孝昭議員登壇）

○29番（齊藤孝昭） 民生福祉常任委員会に付託されました請願第2号 むつ市一般廃棄物収集運搬業務委託に関する請願について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月8日に紹介議員及び関係部長等の出席を求め審査し、16日に委員間で継続審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました請願第2号につきましては、起立採決を行い、起立少数で願意に沿いがたく不採択とすべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、紹介議員の半田義秋議員から請願の趣旨について、当該業務が単年度契約だと、会社として設備投資等の計画もままならず、雇用の安定等が図れないので、安定経営のため複数年の随意契約にしてほしい。次に、委託業者として安定した経験と法人格を持つ組合を指名してほしいという2項目であるとの説明がありました。

これについて委員から、当該業務を受託できなくなった場合は、業者内で雇用の継続は可能なのか、また現存の2組合と随意契約した場合、組合に加入している全業者に収集運搬業務が行き渡ることの懸念があり、紹介議員から、幅広い業種で経営している場合は人員の異動も可能だが、厳しい経済状況のもと困難なものと認識している。また、組合の加入業者は現在21業者あり、26コースに分けられた収集運搬業務は全業者に行き渡ることになるとの答弁がありました。

また、別の委員から、市町村合併前は、おのおのが各地域の業者と随意契約をしていて、その地域を熟知した業者が経験を生かし、コミュニケー

ションをとりながら業務を遂行していた。そのような観点からの住民サービス向上も期待して、随意契約にしたいのかとの質疑があり、紹介議員から、そのとおりであり、川内地区では業者がかわったことにより戸惑っている方もいる。廃棄物収集運搬業務及び除雪業務は生活に密着した業務であり、その一方の除雪業務を随意契約しているのだから当該業務も可能だと思ふとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、競争入札で契約することは低い委託料で契約できることになるので、税金の使途という観点から市民サービスの向上になるのではないのかとの質疑があり、紹介議員から、競争入札により委託料を下げ過ぎることは業務遂行上サービスの低下を招くことになりかねないとの答弁がありました。

次に、理事者側に対して委員から、当該請願に対する市の意見を求める発言があり、理事者側から、請願内容の1項目めについては法令遵守が基本であり、廃棄物処理法及び市委託基準要綱にのっとり競争入札で契約している。委託料についても、業務を遂行するに足りる額を設定しているので、十分な運営は可能だと認識している。また、複数年契約については、その間の社会情勢及び燃料の価格変動等に対応できなくなる事態が考えられるので、業者にとって不安定な契約となる懸念がある。請願内容の2項目めについては、車両の種類及び人員配置の規定以外に2年以上の業務経験を持つ業者で、确实、健全な財政基礎を有する者を選定していることから、誠意を持った确实な業務遂行が実施されていると認識していて、市民からの苦情はほとんどない。また、非組合員を除外することは市委託基準要綱に反するし、公正、公平な入札参加機会の確保が損なわれるものと考えたとの説明がありました。

また、別の委員から、廃棄物収集運搬業務の委

託を開始以来、複数年にわたる業務委託をしたことはあるか、また競争入札で契約することにより市外の業者が参入してくる懸念はないのかとの質疑があり、これに対し理事者側から、旧むつ市では、平成5年度から10年度まで随意契約、また平成14年度からの31カ月間の複数年の業務委託をした経緯があるが、平成17年7月以後は指名競争入札を実施している。また、市委託基準要綱の中で市の許可を持つ業者と規定しているので、市内の業者だけを指名しているとの答弁がありました。

次に、委員間の協議において、複数の委員から、過去に随意契約等を実施した経緯があるのなら、1項目めの内容は検討できるのではないのかとの意見がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで民生福祉常任委員長長の報告を終わります。

これより、請願第2号 むつ市一般廃棄物収集運搬業務委託に関する請願について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

27番半田義秋議員。

○27番（半田義秋） 昨年の12月において、委員長もご存じのとおり、むつ市内のごみ収集業者21社で組織する2組合から要望書が出され、25名の議員の署名を受け、理事者側にその要望書を提出したと聞いております。残念ながら、その回答は要望書から遠くかけ離れたものでした。

そこで、今議会に請願という形で再度提出されたわけであります。請願は、日本国憲法第6条にあるように、何人も請願する権利を有し、かかる請願をしたためいかなる差別待遇も受けないとあるように、国民には、また市民にとっては最後の願いなのであります。

この請願書は、私が紹介議員となり、今議会に

提出しましたところ、民生福祉常任委員会に付託されました。その委員会には、委員長名で紹介議員である私に出席の要請があり、その場で請願の趣旨を求められました。そこで、趣旨を述べたところ、5人ほどの委員から質疑を受けましたが、これに対し委員長報告のとおり、私の思いを答弁させていただきました。

私の力不足で、委員の皆様方の半数以上の同意を得ることができなかったわけであり、非常に残念であります。切なる思いで請願を提出した2組合員の皆様方には、この場をかりておわび申し上げます。

そこで、委員長に2点ほど質疑させていただきます。

1点目は、3月8日に開かれました常任委員会で、どうしてその場で採決できなかったのか。

2点目は、3月16日に再度開かれました常任委員会が秘密会議になった経緯をお知らせください。

○議長（村中徹也） 29番。

○29番（齊藤孝昭） 3月8日に採決しなかった理由ということでありましたが、3月8日の日は議会が長引いて、話し合いも相当活発に行われたということで、5時近くまでかかりました。そのときに採決してもよかったのですが、まだ意見が出そうだというふうな感覚を私も持ちましたし、周りからももう少し意見交換してほしいというふうなことの話も出ましたので、3月8日の日は採決しませんでした。

3月16日に再開して秘密会議というふうな表現をされましたが、そもそも秘密会議にするつもりは全然なくて、公開の要望がありませんでしたので、そのままいつもの委員会として判断して委員会を招集させて結論を出させていただきました。

○議長（村中徹也） 27番。

○27番（半田義秋） 今齊藤委員長から、その旨を

聞きました。3月8日は傍聴人は結構おりましたので、私はその傍聴人のいる中ではちょっと採決ができないのかなと、そう思って延ばしたのかなと思っておりましたが、私はそれはそれでもいいと思ったのです。でも秘密会議ではないと言いましたが、その場で齊藤委員長は、次は傍聴はだめだよというような話を私は聞いております。それに秘密会議というのは、今は委員会であろうと、傍聴が原則です。どうしても傍聴できない場合には、3分の2以上の委員の同意が必要なわけですが、3分の2の同意を得たのか、それとも得ないで秘密会議にしたのかどうか、この点もまたお伺いします。

○議長（村中徹也） 29番。

○29番（齊藤孝昭） 言っている意味がよくわからなくて、私がそういうふうに応えたか、答えないかも記憶にありません。3分の2なのか、3分の1なのか、秘密会議にしなければならなかったのか、秘密会議をあえて仕組んだのかということは、私の意思ではありません。

○議長（村中徹也） これで半田義秋議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で民生福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第2号に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者5人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、

請願第2号は採択することに決定いたしました。

◎日程第19 議員提出議案上程、提案  
理由説明、質疑、討論、  
採決

◇議員提出議案第1号

○議長（村中徹也） 次は、日程第19 議員提出議案第1号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番千賀武由議員。

（14番 千賀武由議員登壇）

○14番（千賀武由） 議員提出議案第1号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例案について、提案理由を申し上げます。

本案は、むつ市部設置条例の一部改正により、平成23年4月1日から下水道部が設置されることに伴い、産業建設常任委員会の所管に下水道部を追加するため提案するものであります。

以上が提案されました議員提出議案第1号の提案理由であります。

議員皆様方のご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと

思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

正 午 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

このたび私村中徹也は、一身上の都合により議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、村中徹也議長の辞職についてを日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

これから私の一身上の事件に関しますので、除斥のために退場することとし、副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午後 零時01分 休憩

午後 零時02分 再開

○副議長（中村正志） 休憩前に引き続き会議を開

きます。

### ◎日程第20 議長の辞職について

○副議長（中村正志） 次は、日程第20 議長の辞職についてを議題といたします。

まず、辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（須藤徹哉）

#### 辞 職 願

このたび一身上の都合により、議長の職を辞することといたしました。

約3年半の任期中においては、多くのむつ市民各位、同僚議員、また市長初め理事者にはご指導、ご鞭撻をいただき、心より感謝申し上げます。

今後もむつ市民の福祉向上のため、微力ではありますが、努力をさせていただきますので、議長の辞職を許可していただきますようお願い申し上げます。

平成23年3月18日

むつ市議会議長  
村中徹也

むつ市議会副議長

中村正志 様

○副議長（中村正志） お諮りいたします。

村中徹也議長の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中村正志） ご異議なしと認めます。よって、村中徹也議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

### ◎日程の追加

○副議長（中村正志） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長選挙を日程に

追加し、ただちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中村正志） ご異議なしと認めます。よって、議長選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行うことに決定いたしました。

### ◎日程第21 議長選挙

○副議長（中村正志） 次は、日程第21 議長選挙を行います。

選挙は投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（中村正志） これより出席議員数の確認を行います。

ただいまの出席議員数は29人であります。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○副議長（中村正志） 投票用紙の配布漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（中村正志） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○副議長（中村正志） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

点呼に応じて、順次記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ投票をお願いします。

点呼をいたします。

○事務局長（須藤徹哉） それでは、ただいまよりお名前を読み上げます。

投票記載台のスペースの関係により、同時に投票できる人数は3名となっております。3名ずつお名前を読み上げますので、順次投票記載台にて

被選挙人の氏名を記載し、投票箱に投票してください。

(事務局長氏名点呼・投票)

○副議長(中村正志) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(中村正志) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(中村正志) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番石田勝弘議員、12番岡崎健吾議員、23番浅利竹二郎議員を指名いたします。

よって、10番石田勝弘議員、12番岡崎健吾議員、23番浅利竹二郎議員の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○副議長(中村正志) 投票の結果を報告いたします。

投票総数29票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 28票

無効投票 1票

有効投票中

富岡幸夫議員 21票

馬場重利議員 5票

工藤孝夫議員 2票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、富岡幸夫議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました富岡幸夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

富岡幸夫議員にごあいさつをお願いいたします。

(28番 富岡幸夫議員登壇)

○28番(富岡幸夫) ただいまは議員各位のご推挙を賜り、議長職という大役を仰せつかることになりました。大変ありがとうございます。

今の時代は、新しい時代へかじを切り、地方分権、地域主権、そして議会の基本条例等を駆使しながら、新しい時代へ向かっていかなければならない議会というものをつくり上げていかなければならない、そういう時代であります。二代表制にある我々一翼を担っている議会が、次の新しい時代へステップをしていく、そういう重責を担う我々議員と議会が市民の負託にこたえていかなければならない、そういう重要な時期でもあります。

私どもの短い任期の中に、精いっぱいその目標に向かい使命を果たすことをお誓い申し上げながら、簡単でございますが、私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

○副議長(中村正志) 富岡幸夫議長、議長席にご着席願います。

(議長 富岡幸夫君議長席着席)

○議長(富岡幸夫) ここで暫時休憩いたします。

午後 零時24分 休憩

午後 零時35分 再開

○議長(富岡幸夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎日程の追加

○議長(富岡幸夫) 中村正志副議長から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よっ

て、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

### ◎日程第22 副議長の辞職について

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第22 副議長の辞職についてを議題といたします。

まず、辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（須藤徹哉）

辞 職 願

今般一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成23年 3月18日

むつ市議会副議長

中村正志

むつ市議会議長

富岡幸夫 様

○議長（富岡幸夫） お諮りいたします。

中村正志副議長の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、中村正志副議長の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

### ◎日程の追加

○議長（富岡幸夫） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、副議長選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行うことに決定いたしました。

### ◎日程第23 副議長選挙

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第23 副議長選挙を行います。

選挙は投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（富岡幸夫） これより出席議員数の確認を行います。

ただいまの出席議員数は29人であります。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（富岡幸夫） 投票用紙の配布漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（富岡幸夫） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

点呼に応じて、順次記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ投票を願います。

点呼をいたします。

○事務局長（須藤徹哉） それでは、ただいまよりお名前を読み上げます。

投票記載台のスペースの関係により、同時に投票できる人数は3名となっております。3名ずつお名前を読み上げますので、順次投票記載台にて被選挙人の氏名を記載し、投票箱に投票してください。

（事務局長氏名点呼・投票）

○議長（富岡幸夫） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(富岡幸夫) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番石田勝弘議員、12番岡崎健吾議員、23番浅利竹二郎議員を指名いたします。

よって、10番石田勝弘議員、12番岡崎健吾議員、23番浅利竹二郎議員の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長(富岡幸夫) 投票の結果を報告いたします。

投票総数29票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 25票

無効投票 4票

有効投票中

石田勝弘議員 15票

千賀武由議員 6票

横垣成年議員 2票

山本留義議員 1票

高田正俊議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、石田勝弘議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました石田勝弘議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

石田勝弘議員にごあいさつをお願いいたします。

(10番 石田勝弘議員登壇)

○10番(石田勝弘) ただいまは、議員各位のご推挙をいただきまして、副議長という大任を任せられることになりました。大変ありがとうございます。緊張で身が縮んでおります。

今後富岡議長を補佐し、むつ市の市民の生活の安定と福祉の充実、そしてむつ市がますます繁栄

されることを望みながら、議会活動を通して頑張っていくつもりでございますので、何とぞよろしくお願いいたします。きょうは、ありがとうございました。

○議長(富岡幸夫) これで、本定例会に……

(「議長、動議」の声あり)

### ◎動議の提出

○議長(富岡幸夫) 7番菊池広志議員。

○7番(菊池広志) 早速お取り上げいただきありがとうございます。

去る3月11日に発生しました東北関東大地震、その際において多大な被害に見舞われたことは、マスコミで承知しているところでございますが、むつ市内に至る経済面についても、また教育面についても、また医療面についても大変混乱をしている状況であります。ぜひともその点について、市長、そしてまた各部署からの現在の緊迫したこの状況下、どのような状態にあるかをご報告いただきたいと思っております。また、加えて問題があるのであれば、その対処方について、まだ現在として対処方法というのはないかもしれませんが、どのような対策を考えておられるのかをぜひお知らせいただきたいということを議長に動議の形としてお願いしたいと思います。

○議長(富岡幸夫) ただいま菊池広志議員から緊急質問に同意のうえ、日程に追加し、発言を許可されたいとの動議が提出されました。

本動議に対して、確認のため賛成者の起立を求めます。

所定の賛成者がおりますので、本動議は成立いたしました。

本件の取り扱いについて、議会運営委員会で協議を行うため、暫時休憩いたします。

午後 零時59分 休憩

午後 1時18分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで改めて2時45分まで休憩いたします。

午後 1時19分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎日程の追加

○議長（富岡幸夫） それでは、本動議を議題といたします。

お諮りいたします。菊池広志議員から申し出がありました東北地方太平洋沖地震に係る行政報告を求め、質疑することを日程に追加し、議題とされたいとの動議を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、菊池広志議員から申し出がありました東北地方太平洋沖地震に係る行政報告を求め、質疑することを日程に追加し、議題とされたいとの動議は可決されました。

### ◎日程第24 東北地方太平洋沖地震に係る行政報告

○議長（富岡幸夫） それでは、ただちに本件を議題といたします。

市長から、東北地方太平洋沖地震に係る行政報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 議長のほうから、東北地方

太平洋沖地震対応等についての行政報告をせよというふうなことでございますので、報告をさせていただきます。

今現在対策本部が継続中でございます。そして、ご承知のとおり余震が続いている状況の中で、対策本部、一丸となって、その対応に努めているというふうなことでございますので、中間報告、そういうふうな部分になるかと思っておりますけれども、お許しをいただきながら、発生してからの行政としての取り組み方、これをお話をさせていただきます。そしてまた、足らざるところは担当のほうからもご報告をさせていただきたいと、このように思います。

地震の発生時刻は、11日の14時46分でございます。むつ市の対応状況は、市災害対策本部を設置いたしましたのは14時55分というふうなことでございました。さらに、太平洋沿岸地域に住民避難指示が発令されたのは14時57分、そしてそれらに対する住民への避難勧告、指示の周知方法は、防災行政用無線及び広報車による巡回広報、そしてエフエムアジュール等を通じて住民の皆様方にお知らせをいたしましたところでございます。

住民避難の状況は、避難住民の方1,535人、避難場所開設32カ所というふうな形で避難場所に避難をしていただきました。

そして、被害の状況は、漁船の転覆、沈没、これはむつ地区、大畑地区、現在それは詳細の調査中であります。関根浜漁協のサケの生けすに被害がありました。そして、幸いなことに人的被害なしというふうなところでございます。

この場をおかりして、現在被災地で非常に多くの方々が避難をし、そしてまた非常に多数の犠牲者が出ました。このことに対しまして、深くお見舞いを申し上げ、慎んでお悔やみを申し上げますところでございます。

ライフラインの復旧状況は、電気、水道、電話、

斎場等のライフラインはすべて復旧をいたしているところでございます。

災害対策本部の開催状況でありますけれども、11日には2回、それから12日には3回、13日に1回というふうなことでございます。そして、15日には生活関連、これに関する災害対策本部、もともとの災害対策本部の中で、生活関連物資が非常に市内、急を要するような状況になってきたというふうなことで、その生活関連物資について災害対策本部の中で協議をし、そして情報を収集し、対応方に当たったところでございます。

その部分におきましては、青森県市長会を通じ、一昨日、その前の日ですね、知事に対して青森県市長会、むつ市の要望を申し上げ、そしてそれを受けて知事は一昨日に上京いたしまして、関係省庁等に要請活動を行ったというところは報道されたとおりでございます。むつ市といたしましては、私昨日青森県知事、そしてまた青森県議会議長、そして各政党にお邪魔をさせていただきまして、要請活動をさせていただきました。

要請活動の内容等につきましては、燃料等の不足している物資の円滑な供給等について要望いたしました。

それから、さまざまな部分での化学薬品、ガス等がむつ市、非常にこれは中核都市としてのさまざまな施設を維持するため、運営するために、その部分が非常に流通が滞っていると、もう在庫もないというふうな状況でございましたので、そこを強く訴えをさせていただきました。

さらに、市といたしましては、他の被災地への救援物資提供のお願いをホームページ等々を通じてお願いをし、22日、連休明けから市役所、そしてまた分庁舎のほうでそれを市民の皆様方にお願いをして集めまして、海上自衛隊のルートを通じて被災地のほうに送る段取りというふうになっているところでございます。

それから、計画停電につきましては、実施はされませんでしたけれども、停電等の生活関連情報、この提供に相努めているところでございます。防災無線、ホームページ、エフエムアジュール等を通じて市民の皆様方に決定したところは予定のところ、それもひっくるめまして、市民の皆様方に周知徹底を図っているところであります。

冒頭お話をいたしましたように、現在対策本部が継続中でございます。さまざまな情報を収集し、そしてそれいかに対応するべきかというふうなことで、現在対応をとっております。その意味からして、議会の皆様方に詳細にわたっての検証、こういうふうなものも今現在できない状況でございますので、意を酌み取っていただきますようお願いをいたします。

また、この場をおかりいたしまして、議員各位からは市役所に当日お詰めになっていただいて、ご支援をいただくなり、そしてまた支援の申し出、さまざまな形で申し出いただきました。その部分で非常に議会のほうに対しまして、手前ども対策本部としましては心強く思いました。この部分は、この場をおかりして御礼を申し上げたいと、このように思っております。

これからも、復旧等でございます。それから、災害に強いまちづくりというふうな、そういうふうな部分での対応もとっていかなければいけないと。しかしながら、しかしながらと申しますか、むつ市といたしましては、本当に幸いなことに人的被害、物的被害は些少で終わったというふうなこと、この部分について、我々は心一つにして、いざ何どきまた同じような災害が来るかもしれないと。備えを常にの精神を持って、これから対応していくべく努力を重ねていきたいと、このように思います。

市民の皆様方には、本当に大変と、その部分で、我々としましては、でき得限りのことをしたと

いうふうなことでございます。また、避難場所におきましては各地区、大畑地区、脇野沢地区、川内地区、避難場所ではさまざまなボランティア団体の方々の炊き出しの場面とか、そして警戒態勢、そういうふうなものをとっていただきました。この場をおかりして厚く御礼を申し上げる次第でございます。これからもしっかりと災害に強い体制、そして緊急の連絡、そういうふうなものをどういうふうにするべきかというふうなことを念頭に置きつつ、本日の行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 私のほうから、市長の報告に補足をさせていただきますけれども、あくまでも生活に密着する要素に限らせていただきまして、各部所管のものも含めまして、順次現況を報告し、またとった措置、あるいはこれからとる予定として確定したものに限って状況を報告させていただきますと思います。

まず、地域公共交通の点でございますが、JR大湊線につきましては、昨日17日から、上り、下り各1本運行を開始しております。本日3月18日は、それが上り、下り各4本に運行が広がったという状況でございます。あくまでもその背景には燃油、この場合は軽油でございますが、その受給事情からということでご理解いただきたいと思えます。

それから、同じ燃油対策という一環で、市民には節電、節水を呼びかけながら、いわば燃油の面でも自衛策として職員の通勤方法、できるだけ2キロメートル未満の職員は徒歩または自転車で通勤、それから公共交通機関をできるだけ利用する。あるいは、乗合で出勤いただくということの措置を図ってございます。

それと、被災地への救援対策の一環としまして、災害義援金としまして、むつ市職員互助会として

数十万円意を用いておりますし、また日本赤十字の青森県支部むつ市地区から依頼がありまして、職員のほうで、その義援金を今現在集めている状況にあるということでございますので、お知らせをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。7番菊池広志議員。

○7番（菊池広志） 先ほど動議として出した本人としてというようなことよりも、やはり私はこうして議会が開かれている中で、臨時議会というわけにもいきませんし、こうして理事者の方々が集まっている中で、今市民はどのくらい不安を持っているかということ、まずスーパーそのものにも買い物に行っても食料がないというようなことが大変市民として不安を感じている。そしてまた、燃料に関してもガソリン、軽油等々あるわけでございますけれども、その部分でも異常なほど長い列をつくって道路を封鎖した状態といたしますか、そのような状態になっている。その不安というようなものは、食料がなくなるということではないと思っているわけでございますが、そういう買いためのような形になるのは、やはり不安が一番最初にあるのではないかなと思っております。そのためにも、議会の中でこのことについて報告をもらうことにより、少しでも市民の方々が不安を解消できる、少しでも解消できるのであればというような思いで動議を出したところであります。

現実には、これから、ではどうしようかという現実的な対策というようなものはとられていないかもしれないし、またどのような対策をとるのかというようなことも言葉として言えない部分があるかもしれません。現在被災された部分では、復旧する、しなければならぬ部分のほうに力が入っているというのは、これ当然のことだと思うわけ

でございます。しかしながら、やはり我々は市民のライフワークそのものを守るためにも、その一番最初に出る不安という部分をぜひ解消していただきたい、そのように思って動議を出したところでもあります。

私思うに、市のほうで、この食料の買いだめ、買い占めではございません。買っておかないとだめだなというような思いをやっぱり駆り立てるその不安に対して、何か政策があるのであればぜひお聞きしたいなと。また、今ここで発言できる部分だけでも結構ですので、教えていただきたいなというように思います。

そして、また医療に関しても、薬が入ってこないで、自分に必要な薬が何か入ってこないのではないかなということで、毎日病院のほうに通っているという方もお聞きしております。やはりそういう部分でも、対処の仕方というのではないかもしれませんが、このような形でこれからやっていくというような対処方、こういう方法でやっていこうと思っているというようなものがありましたら、ぜひ理事者側のほうからご答弁いただきたいなというように思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 手前どもむつ市といたしましては、まず消費者の皆さんには冷静な行動をとっていただきたいと、このように思います。お米、そしてまたガソリン等々、非常に心配をなさっている向きがあらうかと思えますけれども、市としましては、この部分においては、十分な豊富な量があるというふうな、言える立場ではございません。これは、国、政府なりがそういうふうな形で十分食料、そしてまた燃油等のこの部分については国民の皆様、安心してくださいというふうな、まずメッセージを私自身は出していただきたい、こういうふう思うところでございます。

市といたしましては、私も15日だったでしょう

か、市内全域の大型店、スーパー、それから量販店ひっくるめまして、そういうふうなところを視察させていただき、説明を受けました。今菊池広志議員がお話のようなさまざまな形で非常に物不足がございました。この部分で、入ってくるめどはどうかというところでお話を聞きますと、その部分においては輸送手段がない、ガソリンがないと、こういうふうな回答がございました。そういうふうなところで、私はそれを受けて、そして対策会議を開き、さまざまな部分の各部で担っている、そういうふうな部分のその物資の部分、これの情報を集めて、ただちに県のほうに、そしてまた各政党のほうにもお邪魔をさせていただき、むつ市はやはり往復で220キロでございます、青森市から来ましても。そういうふうなところの非常に苦しんでいる部分、生活に対して第1波の津波、地震は幸いにも我々は大きな被害がなかったわけでございます。しかしながら、今後第2次の本当に間接的な被害というふうなもの、これが予想されるので、早く手を打っていただきたい、これを要請してきたところでもあります。その部分においては、市の行政といたしまして、例えば米が十分ですよとか、お話しはしたいのですけれども、本当にそういうふうな形で鎮静化、これを図りたいわけでございますけれども、現状がそういうふうなことであるということでご理解をいただきたいし、またこのラジオをお聞きの市民の皆様方には冷静な行動をとっていただきますようお願いをしたいと、このように思います。

たしか平成5年にあの冷害、むつ市でも大冷害というふうなことで、米不足がございました。そのときには、お年寄りお二人のご夫婦のうちが、70歳くらいのご夫婦のうちが200キロも300キロも米を蓄えていて、そして結局は最後には米に虫が入ったとか何とかというふうな話までありました。ですから、本当に国の対策として、これから

きっちりと対応をとるというふうな報道もなされておりますので、市民の皆様方には冷静な行動をとっていただくようお願いをしたいということでご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 市長答弁に補足説明させていただきます。

経済部では、商店から商品がなくなっているという情報を得ましてから、毎日時間を決めまして、午前11時近辺に市内の主要スーパー等の在庫状況等を調査してございます。ちなみに、昨日までは一部商品に欠品もしくは品薄のものがございましたけれども、本日11時に同店を調査いたしましたところ、全般的に在庫が全くないか、それに近い状態というのはなくなっております。品薄という状況には変わりはありませんが、棚になくなっていくというふうなのは改善されつつあるという状況でございます。

食料品がそうなのですが、それからこれまで大分皆さんお困りになっていました電池関係も、在庫なしから、少ないものの棚に並ぶようになってきているということで、品ぞろえは全般的に改善されているという状況でございます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（菊池広志） ありがとうございます。そのような状況であるというような報告をいただくと、やはり市民の方々も安心するというようなことであろうかと思っております。まだまだこれから質問の方々がたくさんおられると思っております。ぜひとも私のほうから、何らかの対処を早目に、早急にさせていただけるよう要望をして、私のほうからは、以上で終わります。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。4番工藤孝夫議員。

○4番（工藤孝夫） 1点だけお尋ねいたします。

先ほど下北医療センターの議運の中でも若干出

たわけですけれども、今病院の患者の給食をつくるという点での燃料が非常に憂慮しているという話がありました。その点での燃料の確保ということも非常に懸念されておりますけれども、救急患者の搬送体制、この点はどういうふうになっているのか、管理者でもありますので、もしつかんでおったらお尋ねしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 一時期緊急車両まで在庫がなくなるということはございませんでしたけれども、非常に懸念される状況でありました。その部分においては、十分しっかりとストックをするようにというふうなことでは、各消防等々に命じて置いておりますので、ご安心をいただける状況になってきているものと、このように思います。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。9番澤藤一雄議員。

○9番（澤藤一雄） 先ほど市長からの報告の中に、漁船漁具等の被害について、まだ確かな数字等がまとまっていないというような、そしてまだ災害が続いているのだというようなご認識の報告がございました。だけれども、津波等については、新たに余震が発生して、それによる津波がない限りにおいては、この地域のそうした漁船漁具についての被害は把握されているのではないかなと私思いますので、そのあたりのもう少し詳しい説明をお願いしたい。

そしてもう一点は、今一般廃棄物の収集についてアックス・グリーンがとまっていると、そしてピットに今蓄積をしているのだというような、こういう放送等がありますけれども、これのピットが、いつまでそのピットに搬入が可能で、それ以上に運転停止が続いた場合の措置がどうなるのか。そして、ピットがいっぱいになったときに、最終処分場への搬入があるのか。そして、その際にはどういう搬入の、それぞれ地区に処分場があ

るわけですが、その搬入のありようがどうなるのかお尋ねします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、アックス・グリーンごみ収集、そしてまたし尿、この施設がプラントそのものの被害は免れたというふうな報告は受けております。しかしながら、アックス・グリーンの方では、LPガス、それから液体窒素というふうなそのガスの部分の手当てができない状況でございます。秋田のほうの工場だとか仙台とかというふうなことで、非常に今度ガソリンがないというふうなことで、こっちに運んでも戻れないというふうな状態、また仙台の方面はご承知のとおりでございます。そういうふうなことで、そのガス関係が入手できない状況であります。しかしながら、プラントのメーカーのほうにしっかりと連絡をとり合って、何とかそれを確保したいというふうなことは、毎日のごとく行っているわけでございますけれども、そういうことで、プラントの運転ができない状況であるというふうなことでございます。

そのためごみの収集というふうなことが非常に滞る懸念が、今澤藤議員がお話しのとおり出てきております。そうしますと、焼却、溶融ができないわけでございますので、ピットに当然それをストックしていかなければいけないだろうと。そのピットに収集するのもやはり限度があるわけでございます。その部分については、今地元の協議会等々と十分にお話し合いをさせていただいて、今後に向けて今協議を進めているところでございます。

そういう意味で、市民の皆様方には、この場をおかりいたしまして、ごみの出し方、これについては何とぞ十分ご配慮をいただき、各事業所、それから各ご家庭においては、ごみ出しについては十分セーブをしていただきますようお願いをして

いる状況でございます。

それから、漁具漁船等の被害につきましては、担当のほうからお話をさせます。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 水産関係について、市長答弁した以外で把握している部分についてお答えいたします。

まず、漁港関係でございますが、関根漁港で防波堤等の沈下等がございます。それから、増養殖施設、これも関根漁港の中で海中飼育の施設が、これ先ほど市長答弁にございましたが、破損してございます。

それから、底建て網が陸揚げしてあるものですが、それが五、六カ統流されております。そのほかに、漁協関係の施設でモーター、それからコンピューター、それから共販施設、これらが冠水等による被害を受けてございます。

なお、これ以外にホタテの養殖施設、定置網、これらが津波によって被害を受けている可能性がございますが、まだ各漁協と連絡をとりましても、現状を把握できていない状況にございます。

今後それぞれの漁協を通じまして、調査実施したいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（澤藤一雄） 今のその漁具が、陸上に上げていたものが、底建て網に被害があったというのは、これは地区はどこの地区なのかも含めてお知らせ願いたいのです。

それとあわせて漁船の流出とか、あるいは沈没と申しますか、転覆と申しますか、そうしたものがなかったのか、お知らせください。

そして、ごみの問題ですが、今の収集の量からいって、ピットが満杯になるまでにどの程度の余裕があるのか。そして、なくなった場合にどういう処分をするのかお尋ねします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） ピットの部分でございますけれども、最近二、三日前から計画停電というふうなことで、使用電力の節減を、その地域の方々にお願いをして、そして需要電力が上がらないということで計画停電が中止になっていると。そういうふうなことでございますので、手前どもとしては、できるだけピットを長もちさせたいというふうなことで、ごみの出し方については市民の皆様方にご協力をいただいで、極力自分のうちでゴミ袋に入れておいていただければ、ピットの量というのはそんなにふえてこないだろうと。これを今までどおりの形でやってしまうと、本当に数日、1週間、10日、そういうふうな形のスパンの中でそのくらいの中でいっぱいになる状況でございますので、そうしますと、また次の手を打っていかなければいけない。計画停電が中止されましたように、ごみの収集におきましても、できるだけ市民各位のご協力をいただければピットの部分が、埋まってくるペースがダウンして持ちこたえることができるということでご理解をいただきたいと、このように思います。その部分については、次の手、その場面では、今それも予想されるわけでございますので、地元の協議会等と協議を進めているということでございます。

○議長（富岡幸夫） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず1点目の底建て網はどこかということですが、これは関根漁港でございます。それから、漁船につきましては、関根漁港で底建て網漁船数隻が接触。損傷の状況は現在調査中でございます。

それから、大畑漁港におきましては、14トンの船が横転、復元したが一部損傷。それから、2.8トンが港内で転覆。船外機船4隻損傷。停泊中の中型イカ釣り漁船11隻が接触。この損傷の程度は、調査中でございます。

以上、判明している部分はこういう状態でございます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（澤藤一雄） 初めに、ごみの関係ですけれども、それぞれの最終処分場が災害等のごみ搬入可能な残量を十分勘案しながら、均等にといいますか、そういう形で運用されるようお願いを申し上げます。

終わります。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。23番 浅利竹二郎議員。

○23番（浅利竹二郎） 今回の地震津波で災害放送、これが各種流されておりました。警報、勧告、指示といろいろありましたけれども、この放送が聞き取りにくくて意味がわからないという地域が散見されたのですけれども、この地域についての調査が必要であると思っておりますけれども、その件についてお尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） この災害の最中から、市役所へ、放送がよく聞き取れないとか、そういうふうな部分もありました。そして、つい数日前から、そういうふうな形で市長への手紙、こういうふうなものも参っております。放送がよく聞き取れない。しかしながら、これは家屋の構造が窓をしっかり、暖房のために機密性が高くなっているというふうなところもございまして、そういうふうなところは放送を聞き取りやすく、早口でなくゆっくりと、そしてポイントをというふうなことで指示を改めて出して、その対応に努めているところであります。

先ほど壇上でもお話をいたしましたように、今後災害に強いまちづくり、このためには浅利議員ご指摘のように、放送施設、これらを十分また整備をしていく必要があるというふうな認識を改めて感じているところでございますので、今後出

される予算措置等につきましては、浅利議員のご協力、また議会のご協力、ご理解も賜りたいと、このように思っております。

○議長（富岡幸夫） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。やっぱり災害時に適切な誘導、避難指示、そういうことが市民を守る初歩、第一歩でありますので、ぜひとも市長を含めて、すぐに適切な対応をしていただくよう要望しておきます。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。15番 白井二郎議員。

○15番（白井二郎） きょうの新聞の報道のほうで東通原発、また大間原発がとりあえず休止と言ったらいいのでしょうか、とりあえず見送るということで、また当むつ市に計画して、来年度完成予定であります中間貯蔵施設のほうも、とりあえず工事はストップするという報道がされておりました。

そこで、この件を行政側、また市長のほうに会社のほうで報告があったのか、今後どのようにということで、福島のほうでも大変大きな事案がありましたので、それまで手が回っているか、回っていないかわかりませんが、今後どのような方向で進むのか。わかっている範囲で結構ですので、よろしくお願いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 本日朝刊の報道で、東通原発、それから大間原発等の情報は初めてお聞きいたしました。中間貯蔵施設については、まだ正式な報告はありません。ただ、13日ごろだったでしょうか、資材等の不足、そしてまた人員等の部分で、一時的な工事の停止はあり得るというふうな口頭でのお話はございました。その部分については、まだリサイクル燃料貯蔵株式会社からの現状、そしてまた今後の見通し、これについては、全く今のところは正式な報告はございません。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（白井二郎） まだ正式な報告がないということですが、大変今福島原発でああいう大事故がありまして、中間貯蔵施設そのものもどのようになるか不透明なところがあるかと思えます。ぜひ相手方の会社側とはいろんな面でお話し合いをしてもらいたいと思っておりますので、何とぞよろしく願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど13日と言ったのは、14日だったと思います。訂正させていただきます。そういうことで、まだ正式な形での報告は現在ありません。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。3番 新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） ガソリンとか灯油とか日用品の供給について、連休明けにはもう正常化するのではないかと、また来週中には正常化するのではないかと、また1カ月かかるのではないかといろいろな情報が錯綜していますけれども、市が得ている情報から、大体どの辺に見通しを置いているかお尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） わかりません。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で東北地方太平洋沖地震に係る行政報告を終わります。

### ◎閉会の宣告

○議長（富岡幸夫） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第207回定例会を閉会いた

します。

午後 3時24分 閉会